

西部労福協第44回定期総会開催!!

西部労福協は、2月20日、広島市「ワークピア 広島（広島労働会館）」において第44回定期総会を開催しました。総会には、広島県、広島市をはじめとする9団体から来賓10人の臨席のもと、加盟各県より45人の代議員、役員12人並びに傍聴者の総勢90人で開催しました。島根県からは、矢倉県労協理事長、戸津川浜田地区労福協会会長、田中中国労金島根県営業本部上席調査役、瀬川全労済島根県本部専務執行役員、錦織連合島根副事務局長の5人が代議員として出席しました。

総会は、議長に広島県労福協・広島中央地区労福協会長の三浦代議員を選出し、5人の来賓から挨拶を受けて開会しました。中央労福協の山本副会長は「2015年度から本格施行される生活困窮者自立支援制度に向けた各県労福協での取組準備活動が2014年度に求められること、中央労福協は、〈社会的連帯運動〉、〈ライフサポート事業〉、〈共同事業、労働者福祉運動の基盤強化〉の3本の柱に、①協同事業の利用促進、②労働者福祉の共助拡大運動の2点を重視し労働団体と事業団体の連携行動を取り組む」との連帯の挨拶を行いました。

議事では、2013年度活動報告、決算報告・監査報告を承認し、2014年度の活動方針・予算案を満場一致で可決承認しました。前田鳥取県労福協会会長が、2014年4月18日から米子市で開催される「西部労福協文化・歴史探訪交流集会」について探訪先の紹介と各県へ参加を要請しました。

〔2014～2015年度役員体制〕

役職名	名前	選出労福協・役職
会長	伊丹 幸男	広島県 会長
事務局長	北島 國廣	広島県 事務局長
幹事	豊永 幸一	香川県 専務理事
幹事	藤森 申二	徳島県 専務理事
幹事	鷺澤 光夫	愛媛県 事務局長
幹事	山本 啓	高知県 事務局長
幹事	小泉 俊一	鳥取県 専務理事
幹事	安田 充志	島根県 事務局長
幹事	木下 幸男	岡山県 専務理事
幹事	大塚 健二	山口県 専務理事
会計監査	山根 英明	山口県
会計監査	近森 俊彦	高知県



本総会は2年に一度の役員改選期にあたり、西部労福協会長に伊丹広島県労福協会長を、事務局長に北島広島県労福協事務局長をそれぞれ新たに選出し、総会は終了しました。

その後、広島県水産海洋技術センターの赤繁所長から記念講演「広島県におけるカキ養殖の歴史・生産の現状と試験研究の取組状況」を聴講しました。「広島県水産物生産高300億円のうちカキ生産高は150億円、全国の6割を広島で生産している。広島県は瀬戸内海太田川下流域の地形がカキ養殖に適している。カキは水温20℃で産卵する。全国のカキ産地は、有明海、広島、宮城、北海道等だが、産卵期が長いと身が大きくなり、広島が一番のカキ養殖適地である」と述べられた。

<新任>



伊丹会長



北島事務局長

<退任>



間嶋前会長



山本前事務局長

2014年度島根県への 政策制度要請に対する 回答書



2014年度(平成26年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (平成26年1月20日)

番号	要 請 事 項	回 答	課 名
1	<p>「労働者福祉運動の育成・強化」について 労働者福祉の充実について</p> <p>① 一般社団法人島根県労働者福祉協議会は、合併によりグレードアップし更に厚みと広がりのある労働者福祉運動を推進していく所存です。勤労者への必要な知識及び情報を行うための広報と研修、セミナー及び調査事業、労働・生活相談事業等、県下各地域での労働者福祉を充実させるための支援を要請します。</p> <p>② これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の意見交換を行っています。引き続き、県各部署との意見交換及び労働者福祉へのご指導、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご支援いただきますよう要請します。</p> <p>(2) 「くらしサポートセンター島根」事業について 当センターでの事業は、ワンストップサービスを目指しており、労働・生活全般の相談に対する問題解決が目的です。サービス充実のためには情報の収集に加えて、関係先との情報の共有やネットワークの機能強化が必要です。また、県西部地域のワンストップサービスを充実していきます。今後、厚みと広がりのある事業とするために更なる実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>※実績 2012年 労働相談214件・生活相談83件 2013年 労働相談220件・生活相談30件 (いずれの各年の1月～9月末実績)</p> <p>(3) 2014年度(平成26年度)助成金について 上記のように、ライフサポート事業について、県西部での相談窓口の新設や「くらしサポートセンター島根」の1名から2名体制への増員により、県下勤労者の相談サービス事業の強化を図るため、下記の通り事業費補助金を要請します。</p> <p>2014年度 要請額 300万円 事業開始予定年月日 2014年4月 1日 事業完了予定年月日 2015年3月31日</p>	<p>(1) 労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は重要と認識しており、補助金交付要綱に従い、予算の範囲内で補助を行う予定です。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p> <p>(2) 「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると認識しております。県雇用政策課でも労働相談の窓口を設けており、くらしサポートセンター島根とも情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p> <p>(3) 「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度実施を予定している事業については、労働者福祉の向上を図るうえで効果的な事業だと認識しており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課 雇用政策課 雇用政策課 雇用政策課
2	<p>「格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化」について</p> <p>(1) 生活保護制度について 生活保護制度は、憲法25条に定められた最低限の生活を保障するセーフティネットの柱となるものです。国民の6人に1人が貧困(2009年度相対的貧困率16%)という現実を踏まえ、社会的に孤立した人々を包摂し(のけ者にすることの反対語で、手を差し伸べて仲間にする)「支え合う」地域社会の実現のために、次の事項について、各行政及び関係団体等へ働きかけられるよう要請します。</p> <p>① 捕捉率が20%を超えないとされる生活保護制度について、市町村等を通じて更に広く県民に周知され、総合的な相談や支援体制の強化が図られるよう要請します。</p> <p>② 生活保護制度は、本年8月からの生活扶助基準の大幅引き下げが実施されました。同基準に準拠する諸制度が住民生活への影響を最小限にとどめるために、これらの制度について本年7月までの生活扶助基準に準拠し従前と同水準の支援を堅持されることを要請します。(就学援助制度等について)</p> <p>③ 生活保護の申請権(保護請求権)や受給権を尊重し、窓口での申請抑制や扶養強制の誤解を招かないよう適切な運用を図られるよう要請します。</p> <p>④ 新たな生活貧困者支援など業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所におけるケースワーカーを増員するとともに、職員専門性を高められるよう要請します。</p>	<p>① 生活に困窮する者が必要な支援を受けられるよう、様々な支援施策との連携を図りながら、制度周知を行うよう働きかけます。また、生活保護が必要な方が受給できないようなことがあってはならないため、申請の意思があれば適切に対応するよう引き続き指導します。</p> <p>② 県では、国から示された他制度への影響に係る基本的な考え方^(※)を踏まえ、対応しているところです。また、市町村に対しても、国の基本的な考え方を踏まえ、適切に対応されるよう依頼しています。 (※) 他制度への影響について、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応すること</p> <p>③ 生活保護を申請する権利や、受給する権利が抑制されることがないよう、申請意思を示した者には申請書を交付するよう指導しています。また、扶養する能力や意思が期待できないような場合などは、保護を行うよう指導しているところであり、今後においても適切な運用が行われるよう指導します。</p> <p>④ 新たな生活困窮者支援においては、生活保護の申請相談とは別の窓口が設置され、福祉事務所など関係機関が連携して支援を行うことが予定されています。 なお、ケースワーカーについては、不足が生じて事務処理に支障をきたしている場合は、適正人員を確保するよう指導するとともに、専門性の向上のための社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加についても努めるよう、引き続き働きかけます。</p>	地域福祉課 健康福祉総務課 地域福祉課 地域福祉課

	<p>⑤ 世代間の貧困の連鎖を防止し地域社会の底上げを図る観点から、生活困窮世帯の義務教育終了後の学生に対する公的奨学金制度を創設・改善され 制度設計に関して次の事項を考慮されるよう要請します。</p> <p>a) 世帯収入や学業成績に関係なく、希望に応じて貸与する。</p> <p>b) 貸与奨学金は全面的に無利子とする。</p> <p>c) 水準を、一定程度の生活費まで保障できるよう改善する。</p> <p>d) 意欲・学力等の一定の基準を満たしながら、世帯収入が一定以下の学生に対する無償給付型 奨学金制度を創設する。(卒業後県内で就業する等の一定の条件を付与する。)</p>	<p>⑤ 生活困窮世帯の学生が、義務教育終了後も安心して教育を受けることができるよう、新たな給付制度の検討も含め、引き続き低所得世帯の修学機会の確保を図ってまいります。</p> <p>1) 島根県育英会「高等学校等奨学金」 向学心を持ちながら経済的理由により修学が困難と認められる学生に対して、無利子の貸与を行っています。これは、日本育英会から引き継いだ修学を目的とする貸与制度であり、その趣旨を踏まえると世帯収入や学業成績などの一定の要件は必要であると考えます。</p> <p>2) 「生活福祉資金（教育支援資金）」 低所得世帯を対象とし、高等学校、大学又は専門学校での修学に必要な経費を無利子で貸し付けており、他の奨学金を受けられない世帯を対象とすることで、就学機会の拡大に寄与しています。この事業は国が定める要綱に従って運用されており、島根県独自の取扱いをすることは困難ですが、対象者の範囲や貸付利子など、経済的問題を抱える対象者の自立に配慮された制度となっています。</p> <p>このほか、高等学校終了後に介護福祉士等又は保育士の資格の取得を目指す学生に対しては、養成施設での修学に必要な経費を無利子で貸し付ける「介護福祉士等修学資金」、「保育士修学資金」があります。これらの資金については、生活保護世帯等の出身者に対して、一定の生活費を加算できるほか、卒業後に県内の所定の施設に原則5年以上勤務した場合、償還を全額免除する仕組みとしています。</p> <p>なお、無償給付型奨学金については、今般、国において、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の高校生等を対象とした「高校生等奨学金給付金」制度を盛り込んだ来年度当初予算を協議決定しました。県ではこの制度の利用を検討しているところです。</p>	<p>総務課 地域福祉課 青少年家庭課 高校教育課</p>
<p>3 「消費者施策の充実について」 GDPの約6割を占める家計消費のもとで、消費者被害に伴う経済的損失は3兆4千億円とも推計（平成20年版国民生活白書）されています。消費者が安心して消費活動ができるよう次の事項を要請します。</p> <p>(1) 県として、消費者行政予算の確保、消費者行政に携わる人材の育成・育成、消費者相談体制の維持・強化、消費生活相談員の権限強化・処遇改善など消費者行政の充実・強化を引き続き要請します。</p> <p>(2) 県として、消費者教育推進法に基づく「消費者教育推進計画」を策定し、「消費者教育推進地域協議会」（労働者福祉関係者を含む多様なステークホルダーの参画のもとで）を早期に設置されるよう要請します。 また、多様な取引形態の出現や新たな食品・製品が増加するもとで、高齢者や被害経験者を守るため、悪質商法の取り締まり、消費者被害防止対策を充実・強化されるよう要請します。</p> <p>(3) すべての市町村に相談窓口を開設し、生活相談員を配置するとともに、高齢者・障がい者をはじめとするすべての消費者が安心して消費行動ができるよう「消費者安全・安心確保対策」を更に充実・強化されるよう要請します。</p>	<p>(1) 近年、消費者から寄せられる消費生活相談件数は減少傾向にありますが、相談内容については、商取引形態の多様化や高度情報化、経済社会の国際化などにより益々複雑化、高度化さらには長期化してきております。県では、こうした情勢の変化に適切に対応するため、国の消費者行政活性化交付金の活用など消費者の安全・安心確保対策に必要な予算確保に努めるとともに、相談員のスキルアップのために研修会へ派遣するなど人材育成にも取り組んでまいります。</p> <p>また、相談員の処遇改善については、職務の専門性や困難さを勘案し、現在、国で進められている相談員資格の法制化を踏まえたくえで検討していきます。</p> <p>(2) 島根県では、現在、平成24年度から27年度までを計画期間とする「島根県消費者基本計画（第3期）」に基づき、消費者教育や悪質商法の取り締まり（法執行）、被害防止対策などを実施しているところです。このうち法執行や被害防止対策については、今後とも適切に執行していくこととしています。</p> <p>消費者教育については、新たに施行された消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、今後より一層の充実を目指す必要があると考えています。その具体的な進め方については、同法の規定と現在実施している計画・事業との関係を整理しながら、本県の状況に即した実効性のある手法を検討し実現に努めます。</p> <p>(3) 現在島根県内においては、全ての市町村に消費生活相談窓口が設置され、住民に身近な役場窓口で相談を受け付ける体制が整っています。</p> <p>各市町村における専門相談員の配置については、地域の状況に応じてそれぞれの自治体が適切に判断されていると考えておりますが、県としても人材育成や相談担当者の研修、高度な相談事例の再相談など、広域的な立場からサポートを行っているところです。</p> <p>また、高齢者など悪質商法被害に遭いやすい方を含む消費者の安全・安心確保策につきましては、福祉関係者をはじめ県庁内外の関係機関・団体と連携を取りながら施策を進めており、今後とも消費者の安全・安心を確保するよう努めます。</p>	<p>環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課</p>	<p>環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課</p> <p>環境生活総務課</p>
<p>4 「中小企業労働者の福祉の拡充」について</p> <p>(1) 福利厚生の実践について 現在の東部・西部労働者共済会については、広域化によるスケールメリットの発揮や、万一の時の生活保障など、魅力ある制度・サービス内容とするために、県として強力な指導と支援がなされるよう、引き続き要請します。</p> <p>(2) 退職金制度の充実について 中小企業退職金共済制度の普及拡大に向けた県として強力な指導がなされるよう、引き続き要請します。</p>	<p>(1) (一財)島根県東部労働者共済会及び(一財)島根県西部労働者共済会が安定した運営を継続し、魅力あるサービスを提供していくこと、今後とも経営改善や自主財源確保のための会員加入の促進をすすめていく必要があります。</p> <p>県としては、各労働者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。</p> <p>(2) 中小企業退職金共済制度については独立行政法人労働者退職金共済会機構において運営されていますが、県でもホームページや広報誌、「企業支援施策ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。</p> <p>また、中退共普及推進員と連携し、加入促進にも努めています。今後ともこのような取組みにより制度の普及に努めていきます。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>
<p>5 「多重債務対策」について 消費とくらしの安全室において、改正貸金業法の完全施行後の多重債務相談及びヤミ金融対策に向けた取り組みの強化を要請します。 また、消費生活相談員の権限強化と待遇改善を図られるよう要請します。</p>	<p>県では、平成15年度から消費者金融等被害防止対策会議を設置し、庁内関係課や県警、中国財務局、金融機関等と連携を図りながら、多重債務対策等を推進しているところです。</p> <p>島根県消費者センターへの多重債務関係相談件数は、平成19年度のピーク時1,305件から平成24年度の122件へと年々減少してきており、改正貸金業法完全施行と関係機関の取り組みが成果を上げていると考えられます。今後とも関係機関との連携・協力により多重債務対策等に取り組んでいきます。</p> <p>なお、消費生活相談員の権限強化と処遇改善については、3(1)で回答したとおりです。</p>	<p>環境生活総務課</p>	<p>環境生活総務課</p>



『知らないと損をする 年金のしくみ』

浜田・出雲・松江で<ろうきん>年金セミナー開催

中国ろうきん鳥根県推進委員会は、2月8日(土)、浜田市の“いわみーる”で「年金セミナー」を開催した。参加者は益田から江津までの石見地区勤労者で夫婦での参加も含め40名。「退職後の費用ってこんなに必要なの?」「資金計画ってどうすればいいの?」このような疑問や不安に講師を務めた中国ろうきん職員山下主則氏がやさしく応えた。このセミナーは昨年に続いて2年目。2月15日にはニューウエルシティ出雲で、2月22日にはサンラポーむらくもで、社会保険労務士高木勝三氏を講師に迎え開催した。



県内高校生を対象に労金職員が消費者講座を実施



県労福協が主催する「高校生のための消費者講座」は2005年度開始以来9年目を迎えた。2010年度からは鳥根県の委託事業となり、今年度は15校で開催した。

参加した高校生からは、「クーリングオフなどの制度をしっかりと知っておくのも大切だと思いました。」「困ったら一人で悩まず、消費者センターに相談しようと思いました。」「4月からは一人暮らしをするので、消費生活トラブルには気をつけようと思いました。」などの感想が寄せられた。

2013年度実施校(開催日順)15校 松江工業定時制 平田高校 開星高校 出雲商業高校 江津高校 宍道高校
松江農林高校 出雲北陵高校 江津工業高校 津和野高校 吉賀高校 浜田高校 松江商業高校 出雲農林高校 隠岐高校



お知らせ
全労済組合員の皆さまへ

車検・整備は 全労済指定整備工場で

一般整備
定期点検
車検整備
事故車修理

「自賠責共済」の契約取り次ぎいたします

※サービス内容(料金等)は工場により異なりますので、事前にお問い合わせください。

整備料金お手頃価格!! 安心・安全の車検はお近くの指定整備工場へお気軽にご連絡ください!



ひとりでお悩まないで!! まず相談!!

◆雇用全般、賃金、パワ・セクハラ、差別等仕事上の悩み
◆生活苦、多重債務、子育て、介護、家族関係、心の健康等生活上の悩み
フリーダイヤルにお電話ください!

【相談は】 0120-154-052
【相談料】 無料
【相談曜日】 月～木
【相談時間】 10:00～16:00